

法人番号告知書

鹿児島県医師信用組合 御中

貴組合で平成27年12月31日以前から開始している取引等について、法人番号を告知します。

提出日	年 月 日	
法人名	(フリガナ)	
法人所在地	(フリガナ)	
	〒	— お電話 ( )
代表者名	(フリガナ)	所属・役職等
代理人が届け出る場合		
代理人名	(フリガナ)	
		所属・役職等

法人番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

私は、以下の規定により、個人番号を告知いたします。

税法上の告知等の区分	根拠条文
利子、配当、償還金等の受領者の告知	所得税法 第二百二十四条
預貯金、株式等に係る利子、配当の受領者の告知	所得税法施行令 第三百三十六条
利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項	所得税法施行規則 第八十一条の七第3項
公社債の利子, 投資信託の収益の分配	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第十六条第5項
株式等の譲渡の対価の受領者	○所得税法施行規則（平成26年7月9日財務省令第53号）附則第五十一条第3項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第十六条第13項

貴組合に提出している申請書につき、以下の規定により、個人番号を告知いたします。

税法上の告知等の区分	根拠条文
公社債の利子, 投資信託の収益の分配	所得税法施行規則（平成26年7月9日財務省令第53号）附則第四十九条第2項 所得税法施行規則（平成26年7月9日財務省令第53号）附則第五十二条第2項
株式等の譲渡の対価の受領者	所得税法施行規則（平成26年7月9日財務省令第53号）附則第五十四条第2項
償還金等の交付	所得税法施行規則（平成26年7月9日財務省令第53号）附則第五十六条

<信用組合使用欄>

C I F	営業店名	支店
番号確認書類	1. 法人番号通知書（提示日前6月以内に作成されたもの） 2. 法人番号通知書（左記1. 以外） 3. 法人番号印刷書類（提示日前6月以内に作成されたもの）	
法人確認書類 ※	1. 法人番号通知書 2. 設立登記に係る登記事項証明書（写しを含む） 3. 印鑑証明書 4. 官公署から発行等された許可、認可、承認に係る書類 5. 国税又は地方税の領収書、納税証明書 6. 社会保険料の領収書 7. 定款、寄付行為、規則、規約の写し 8. 外国法人の委任状又は契約書の写し 9. その他（ ）	

※法人確認書類の1.～4. は、提示日前6月以内に交付を受けたもの、5. と6. は領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が提示日前6月以内のものに限る。  
8. は外国法人が国外送金等取引を行っている場合は法人確認書類としては使えないため、1. ～6. などによる確認が必要。

受付	検印	本人確認	受付(取扱者)	本部	検印	照合	入力